確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱うことができるものとする。

② 中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書（甲）による協定書（案）が提出されていること。

③ 特定建設工事共同企業体（甲型）で申請する場合の各構成員の出資比率は30％以上であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻ 本工事に係る設計業務等の受注者でないこと及び当該受注者との間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑼ 入札に参加した者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

⑽ 警察当局から、暴力団員等が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴ 総合評価落札方式の仕組み　本工事の落札方式は、競争参加資格確認資料の提出に併せて総合評価提案資料を提出し、当該資料に記載された技術提案の評価による技術評価点と、入札書の価格により算出される価格評価点とを加算した総合評価点が最も高い者を落札者となるべき者とする総合評価落札方式である。

また、提案が採用されなかった場合は、入札を辞退することができる。

総合評価技術提案資料に記載する内容の要件及び技術提案の評価に関する具体的基準については、入札説明書による。

⑵ 技術提案に関する事項　技術提案にあっては、施工方法及び仮設備計画に関する変更提案は可能とするが、工事目的物の変更を伴う提案は「不採用」とする。

⑶ 総合評価提案資料の記載に関する事項

１）評価項目①、②の記載に関しては以下のとおりとする。

・１提案当たり５行以内、１行当たり48文字以内とする。

・上記の行数や文字数を超える提案は「不採用」とし、規定する提案数を超える場合は当該評価項目を「不採用」とする。

・技術提案の実施において監督員を除く第三者との協議が必要な提案は「不採用」とする。

・提案の目的又は実施内容が具体的に記載されていない場合は減点することがある。

・提案が１提案もない場合は、「無」と記載し、標準案での施工も可とする。この場合、技術提案の評価は⑷２）に記載する「可」と評価する。

・１つの提案項目に複数の提案があった場合は、一番低いと判断される提案で評価する。

２）評価項目③「無償修理保証」とは、保証対象外となる以下の事由以外による故障や損傷の交換部品の費用を含めた一切の修理費用をいう。

ただし、故障や損傷の際に、道路交通の安全確保のため中日本高速道路株式会社が自ら実施した調査、応急復旧、機能の補完対応、監視などの費用を除く。

・使用上の誤り並びに製品の取扱説明書等に記載された取扱方法及び注意事項に反する取扱いによって生じた故障や損傷。

・製品の改造や指定品以外の部品の使用に関連した故障や損傷。

・他の機器に起因して受けた故障や損傷。

・偶然、かつ外的要因(物体の衝突、落下、衝撃、倒壊、圧力等の負荷、液体・薬品等の付着、水没など)により生じた故障や損傷。

・火災、地震、風水害、落雷、津波、その他天災地変、塩害、公害、異常電圧などによる故障や損傷。

・契約図書に記載された動作条件の範囲外での使用による故障や損傷。

・消耗品・付属品の交換、有寿命部品で使用環境により保証期間中に寿命に達したと明らかに認められる場合。

・各部の通常の使用による汚れ。

３）評価項目③「保守部品の供給保証期間」は、標準仕様書に基づく期間として受渡日を始期とする。なお、「保守部品の供給保証期間」が標準仕様書より下回る場合は、「不採用」とする。

⑷ 評価項目及び評価指標　評価項目及び評価指標は以下のとおりとし、各評価項目に対する提案の有効性を、評価指標をもとに、相対的に評価する。

なお、製作予定者が複数となる場合は、製作予定者毎に提案できる。この場合、製作予定者毎に評価し、技術評価点の合計値が最も低い製作予定者の技術評価点を採用する。ただし、契約の際の製作者として限定するものではない。

１）評価項目

評価項目①：工事目的物の性能・機能に関する事項

ＣＣＴＶ設備の維持管理性向上に資する提案

提案数：３提案まで（提案ごとの評価の合計で判定）

対象：ＣＣＴＶ設備

なお、予備品及び保守用品の追加納入に関する提案は評価対象外とする。

＜提案例＞

・障害復旧の迅速性の向上

・カメラ装置の長寿命化や信頼性の向上

評価項目②：工事目的物の施工に関する事項

ａ.供用中の道路の交通規制内において、現場施工の更なる安全対策に関する提案

ｂ．現場施工時（現地試験調整含む）の品質確保に関する提案

提案数：ａ，ｂそれぞれ１提案まで

なお、ａ，ｂとも他工事へ影響を及ぼす提案は不採用とする。

評価項目③：工事目的物の保証に関する事項

保証条件等（無償修理保証の期間及び保守部品の供給保証期間）に関する提案

対象：ＣＣＴＶ設備

２）評価指標

【判定方式】　提案内容を共通仕様書、施工管理要領及び設計図書等に示す標準案と比較して、その有効性について以下のとおり評価する。

優　：標準案に比べ、非常に優れているもの。

良上：良に比べ、やや優れているもの。

良　：標準案に比べ、優れているもの。

良下：良に比べ、やや劣っているもの。

可　：標準案又は標準案と同等であるもの。

【数値方式】　評価項目の項目別配点は、評価数値により算出する。最高の評価数値の提案者を満点、標準値又は評価に値しないものを最低の０点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与する。

⑸ 技術評価点の付与方法　技術評価点の付与方法は以下のとおりとする。

なお、製作予定者が複数ある場合、技術評価点の合計値が最も低い製作予定者の技術評価点を採用する。

評価項目①：工事目的物の性能・機能に関する事項

評価指標：判定方式

項目別配点(40.00点)：優40.00 点、 良 上30.00点、 良20.00点、 良下10.00点、 可0.00点

評価項目②：工事目的物の施工に関する事項

評価指標：判定方式

項目別配点

ａ.(30.00点)：優30.00点、良上22.50点、良15.00点、良下7.50点、可0.00点

ｂ.(10.00点)：優10.00点、良上7.50点、良5.00点、良下2.50点、可0.00点

評価項目③：工事目的物の保証に関する事項

評価指標：数値方式　いずれも上限は15年とし、これを上回る場合は15年で評価

標準値（無償修理保証期間(１年)×１）＋（保守部品の供給保証期間(５年)×0.2）＝２

項目別配点(20.00点)：評価数値により算出し、最高値を満点、標準値又は評価に値しないものを０点とし、評価数値に応じ按分した点数を付与

最高値20.00点、標準値0.00点

按分点数は小数第３位を四捨五入し小数第２位とする